

南丹市水道施設工事競争入札参加資格者の等級区分に係る要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南丹市建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査に関する要綱（平成18年南丹市告示第31号。以下「要綱」という。）第5条の規定により、水道施設工事に係る南丹市競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出した者の等級区分の認定に必要な基準について定めるものとする。

(等級区分)

第2条 競争入札参加資格の等級区分の認定は、南丹市内に主たる営業所を有し、かつ、次の各号のすべてに該当する者に対して行うものとする。

- (1) 建設業法第27条の29第1項に規定する水道施設工事の経営事項審査における総合評定値の通知を受けていること。
- (2) 南丹市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (3) 市長が定めた等級区分の認定に必要な書類の提出に不備がないこと。

2 等級区分の認定は、第4条の規定により算出した数値（以下「総合点」という。）により、別表1に掲げるとおりとする。

但し、資格審査申請書を提出した時点における信用度、経営状況及び経営規模（施工能力）等を総合的に考慮した結果、相当の理由があると認められるときは総合点による等級よりも下位の等級に、また、認定後に申請内容等に虚偽の事実が判明したとき及び要綱第2条第1項の各号のいずれかに該当したときには、不適格とすることができる。

3 等級区分の認定は毎年度行うこととし、審査基準日は2月1日とする。有効期限は次年度の等級区分認定日の前日までとする。

(等級区分の特例)

第3条 第2条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、それぞれ当該各号に定める等級区分とする。

- (1) 新規に入札参加資格を有することとなる者及び入札参加資格を有してから2年以内の者は、最下位の等級区分とする。
- (2) 前認定の等級区分より2区分以上、上下位等級区分の対象となる者は、前認定区分の1区分上下位の等級区分とする。

2 経営規模、経営内容及び客観的事項の基礎となる項目において、著しい変動のあった者については、年度途中においても等級を変更することができる。

(総合点算出方法)

第4条 総合点の算定は、次の各号に定める客観的事項と主観的事項を評定し、次式により求める。

$$[\text{総合点}] \quad X = P + A + B + C + D + E + F$$

(客観的事項)

P：経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値

(主観的事項)

A：資格者雇用（恒常的な雇用）における評定

B：不誠実な行為の有無及び信用状態等における評定

C：社会的貢献等における評定

D：工事成績における評定

E：南丹市優良建設工事表彰による加算

F：建設業者の合併に基づく加算

(1) 客観的事項評定

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における水道施設工事の総合評定値により評定を行う。

(2) 主観的事項評定

次に掲げる評定項目により行う。

ア 資格者雇用（恒常的な雇用）における評定

1) 水道施設工事における監理技術者資格を有する者 1名につき5点

2) 給水装置工事主任技術者資格を有する者 1名につき10点

3) 公益財団法人 日本水道協会 配水管工技能講習会修了者 1名につき15点

4) 公益財団法人 給水工事技術振興財団 給水装置工事配管技能者検定合格者 1名につき20点

注1：恒常的な雇用とは、事業所と直接的な雇用関係にあり、審査基準日以前に3箇月以上の連続した雇用があることをいう。

注2：上記1)についての有資格者の申請については、資格者3名を限度とし、2)から4)までの有資格者の申請については、各資格5名を限度とする。

イ 不誠実な行為の有無及び信用状態等における評定

審査基準日前日以前1年間において「南丹市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2（不誠行為に基づく措置基準）及び別表第3（経営状況に基づく措置基準）の規定により措置を受けた者

期間3箇月以上 ー50点

期間3箇月未満 ー30点

ウ 社会的貢献等における評定

1)「南丹市水道施設に係る大規模災害発生時の応急措置の協力に関する協定

書」を締結している者 10 点

2) ISO14001、KES（京都・環境マネジメントシステム・スタンダード）及び南丹市がそれらと同等と認める環境マネジメントシステムの認証を取得している者 10 点

3) その他、社会的に顕著な貢献があった場合 10 点

エ 工事成績における評価

市が発注した水道施設工事で、審査基準日以前3年間に完成検査を受け、南丹市公共工事等検査規定第14条第2項に定める工事成績評価表により求められる成績点数を、次式により加重平均を行い算出した値に基づき次表により評価する。

成績点数の加重平均値＝{(請負額1)×(工事成績1)＋・・・・＋(請負額N)×(工事成績N)}／{(請負額1)＋・・・・＋(請負額N)}

(注：請負額は10万円で除した数値を使用)

評価表

成績 点数	55 未満	55 以上 60 未満	60 以上 65 未満	65 以上 66 未満	66 以上 67 未満	67 以上 68 未満	68 以上 69 未満	69 以上 70 未満	70 以上 71 未満
評価点	-30	-20	-10	1	2	4	6	8	10

成績 点数	71 以上 72 未満	72 以上 73 未満	73 以上 74 未満	74 以上 75 未満	75 以上 76 未満	76 以上 77 未満	77 以上 78 未満	78 以上 79 未満	79 以上 80 未満
評価点	13	16	19	22	25	28	31	34	37

成績 点数	80 以上 81 未満	81 以上 82 未満	82 以上 83 未満	83 以上 84 未満	84 以上 85 未満	85 以上
評価点	40	43	46	49	52	55

オ 南丹市優良建設工事表彰による加算点

市が発注した水道施設工事において、審査基準日以前3年間に南丹市優良建設工事表彰を授与された場合は、対象工事1件につき10点を加算

カ 建設業者の合併に基づく加算

建設業の許可10年以上、かつ平成18年1月1日に南丹市競争入札参加資格のあった企業同士の合併の場合は、次のとおり加算し評価する。

合併後3年間	客観点（総合評価値P点）の5%加算
合併後4年目	客観点（総合評価値P点）の3%加算
合併後5年目	客観点（総合評価値P点）の2%加算

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年2月1日から施行する。
- 2 南丹市水道施設工事競争入札参加資格者の資格を定める等級区分及び発注標準に係る要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。

別表 1

等級	等級区分の基準
I	総合点 800点以上
II	総合点 700点以上 800点未満
III	総合点 700点未満